

昭和三十九年人事院規則一〇一六

人事院規則一〇一六（職員のレクリエーションの根本基準）

人事院は、国家公務員法に基づき、職員の元気回復に關し次の人事院規則を制定する。

（総則）

第一条 職員のレクリエーションについては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。（昭和四十年五月十九日施行）

第二条 職員のレクリエーションは、職員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じて、その元氣を回復し、及び相互の緊密度を高め、並びに勤務能率の發揮及び増進に資するものでなければならない。

（職員の自発性）

第三条 職員のレクリエーションに関する業務を行なうに當たつては、職員の自発性が考慮されなければならない。（昭和四十一年二月十九日施行）

（レクリエーション行事の実施基準）

第四条 レクリエーション行事は、その内容が完全でなければならず、かつ、高度の技術又は技能を要するものであつてはならない。

2 レクリエーション行事は、できる限り、職員が平等に参加することができるよう計画され、及び実施されなければならない。（昭和四十一年二月十九日施行）

第五条 各省各庁の長は、勤務時間内においてレクリエーション行事を実施する場合には、人事院の定めるところにより、職員が当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。（昭和四十一年二月十九日施行）